○要求事項

のである。

集合の上大城村長を訪問し同村長を通して左の要求をなした

勞働者側との直接交渉を避けたので勞働者側は翌十日朝全員

を陳情したるに對し、事務所主任は

解雇通牒を發す方、

從來の三人押「トロ」を三人とし組員を殘業作業場に使役し

勞働者側に於ては九日午前九時大城村工事々務所に至り

爭議の經過

七、

る。

くなり九日午後七時より全員罷業を決行するに至ったのであ

從者が減少するを以て其の時期迄の減員に對して反對すること

が對策協議の結果旬日後には稲作収入の農繁期となりて自然出

定し其の旨勞働者側に通知したること、勞働者側にては之れ

善導寺村本北作業場終了に伴ふ整理六四名は殘存作業場に於ける二人押「トロ」を三人押とし絶對馘首せざること、但し從來二人押「トロ」にて午後一時〻頃迄で九拾錢の賃金を得たるを以て之を三人押として午後五時頃迄作業すること、

（かくて一人の賃金約九拾錢となる）

而して勞働者側は統制委員二十七名を殘し全員退去したのである。

○大城村長と工事々務所側との會見

大城村長は罷業團側の要求書を携へて十日午前十時大城村工事々務所を訪問し

久留米事務所主任、並に大城村工事場主任、と會見種々交渉の結果次の條件にて妥協成立し大城村長は之を罷業團側に告げ〻其の承認を得て解決したのである。

八、解決條件